

別添

東自旅一第384号
東自貨第270号
東自監第168号
東自整第91号
東自保第56号
令和6年9月30日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公印省略)
自動車技術安全部長
(公印省略)

令和6年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、令和2年度より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施して積極的に取り組んできたところであるが、東北地域における令和5年度の大型車の車輪脱落事故件数は41件と、依然として高止まりの状況となっており、昨年12月には管内において車輪脱落事故に起因する死亡事故が発生している。

このため、今年度においては、これまで取り組んできた対策等について考察を行い、より効果的な取り組みを行うため、「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和6年度緊急対策の実施について」（令和6年9月30日付け国自貨第357号、国自安第72号及び国自整第144号）「大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」」により取り組むとともに、「令和6年度緊急対策」2.（3）地方独自の実施事項として東北運輸局の「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を別添実施要領に基づき行うこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

令和6年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」実施要領

1. 緊急点検の実施

東北運輸局（以下、「運輸局」という。）及び管内運輸支局（以下、「運輸支局」という。）は、大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」において実施する緊急点検について、確実な実施に向けた周知等を図る。

2. 実施事項

（1）事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 運輸局は、ホームページに車輪脱落事故防止にかかる特別ページを設置するとともに、X（旧 Twitter）等により車輪脱落事故防止にかかる情報を発信する。
- ② 運輸局及び運輸支局は、ポスター、チラシ及び啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ③ 運輸局は、次の関係機関に対して協力依頼する。

○東北地方整備局

- ・道路上に設置された電光掲示板を用いた啓発活動を依頼する。
- ・道の駅におけるポスターの掲示及びチラシの設置を依頼する。

○東日本高速道路株式会社 東北支社

- ・SA、PAに設置されたデジタルサイネージを用いた啓発活動、ポスターの掲示及びチラシの設置を依頼する。

- ④ 運輸支局は、次の関係機関に対して協力依頼する。

○各県道路管理者

- ・道路上に設置された電光掲示板を用いた啓発活動を依頼する。
- ・県管理の施設におけるポスター掲示及びチラシの設置を依頼する。

○各県労働局

- ・労働基準監督署の立ち入り調査時に、チラシの配布及び車輪脱落事故防止に係る注意喚起を依頼する。

○安全運転管理者講習実施機関

- ・安全運転管理者講習実施機関（各県安全運転管理者協会等）が行う講習時に、チラシの配布及び車輪脱落事故防止に係る注意喚起を依頼する。

○各県交通安全対策協議会

- ・支局役職者が委員又は幹事となっている交通安全対策協議会等において、交通安全県民運動等の際に、車輪脱落事故防止に係る注意喚起を依頼する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導・要請

- ① 運輸支局は、整備管理者研修、整備主任者研修及び自動車検査員研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知徹底を図る。
- ② 運輸支局は、街頭検査を通じて、大型車の運転者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。
なお、トルクレンチを用いた点検を行ったうえで、大型車の運転者に対してヒアリングを行う街頭検査は、街頭点検と表記し、事前にプレス発表したうえで実施する。
- ③ 運輸支局は、車輪脱落事故を惹起した大型車の使用者に対して、事故直前の車輪脱着歴等についての詳細調査を実施するとともに、可能な場合には、実態調査として、現車の確認を行う。
- ④ 運輸支局は、③の調査結果を踏まえ、事故防止対策の取組について指導する。
- ⑤ 運輸支局は、大型車を取り扱う整備事業場の監査時に実態等のヒアリングを実施する。
- ⑥ 運輸支局は、次の関係団体等に対して、積極的な取組を実施するよう協力を要請する。

なお、各県の実情に応じて、関係団体等を集めた対策会議（説明会）を開催する等により、各団体と意思の疎通を図り、連携して対応できるよう配慮するものとする。

○地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下、「地方実施機関」という。）

- ・適正化事業指導員が行う巡回指導に際し、事業者の取組状況を確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組の実施を指導するよう要請する。

○各県トラック協会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ及び啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」）の周知徹底を図るよう要請する。
- ・車輪脱落事故防止に関する決起集会（研修会等）を開催する場合にあっては、車輪脱落事故防止に関する講義及び支局長メッセージの読み上げ等、支局と連携した取り組みについて要請する。

○各県バス協会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ及び啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」）の周知徹底を図るよう要請する。

○各県自家用自動車協会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ及び啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」）を周知するよう要請する。

○各県自動車整備振興会

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ及び啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」）を周知するよう要請する。
- ・整備事業場の取り組みとして、タイヤ脱着車両の大型車の運転者に対し、増し締め等の事故防止対策の周知を徹底するとともに、入庫後のアフターフォローの機会等を捉えた「増し締め確認」の活動を要請する。

○各県自動車車体整備協同組合

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ及び啓発映像等を用いて、組合員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」）を周知するよう要請する。

○日本自動車販売協会連合会各県支部

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ及び啓発映像等を用いて、会員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」）を周知するよう要請する。特に、大型車販売店へ来店する運転者に対し、事故防止対策の確実な実施について働きかけるよう要請する。

○各県石油商業組合

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ及び啓発映像等を用いて、組合員事業者に対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」）を周知するよう要請する。

○各県のタイヤメーカー大手4社の販売拠点

（大手4社とは、株式会社ブリヂストン、住友ゴム工業株式会社、横浜ゴム株式会社、TOYO TIRE 株式会社をいう。）

- ・車輪脱落事故防止のポスター、チラシ及び啓発映像等を用いて、提携のタイヤショップに対して事故防止対策（大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」）を周知するよう要請する。
- ・タイヤショップの取り組みとして、タイヤの脱着作業を実施した大型車の運転者に対し、増し締め等の事故防止対策の周知を徹底するとともに、作業後のアフターフォローの機会等を捉えた「増し締め確認」の活動を要請する。

（3）「東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会」との連携

運輸局及び運輸支局は、東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会が実施

する事故防止対策について、緊密に連携して取り組むものとする。

3. キャンペーンの実施期間

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和6年10月から令和7年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として東北地域独自に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

4. 報告

運輸支局は、取り組み状況について、別途指示する方法により運輸局に報告する。

以上